

令和 5 年

9 月加賀市議会定例会議案

# 令和5年9月加賀市議会定例会議案

## 目次

議案番号	件名	頁
議案第50号	令和5年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第51号	令和5年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第52号	令和5年度加賀市介護保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第53号	令和5年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算.....	別冊
議案第54号	令和5年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第55号	加賀市看護師等修学資金貸与条例の一部改正について.....	1
議案第56号	加賀依緑園条例について.....	4
議案第57号	加賀市火災予防条例の一部改正について.....	12
議案第58号	令和4年度加賀市決算認定について.....	17
議案第59号	令和4年度加賀市病院事業会計決算認定について.....	18
議案第60号	令和4年度加賀市水道事業会計決算認定について.....	19
議案第61号	令和4年度加賀市下水道事業会計決算認定について.....	20
議案第62号	友好交流都市協定の締結について.....	21

議案第55号

加賀市看護師等修学資金貸与条例の一部改正について

加賀市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

加賀市看護師等修学資金貸与条例(平成25年加賀市条例第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加賀市医療職等修学資金貸与条例

第1条中「保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)」を「医療に係る業務に従事しようとする者」に、「看護師等の」を「職員の」に改める。

第2条中「養成施設」を「養成所等」に、「看護師等」を「保健師、助産師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床工学技士又は視能訓練士(以下「医療職等」という。)」に改め、同条第1号中「「法」」を「「保助看法」」に改め、「規定により文部科学大臣が指定した」及び「規定により厚生労働大臣が指定した」を削り、同条第2号及び第3号中「法」を「保助看法」に改め、「規定により文部科学大臣が指定した」及び「規

定により厚生労働大臣が指定した」を削り、同条に次の9号を加える。

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項の薬学を履修する課程を有する同法に基づく大学
- (5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の学校又は臨床検査技師養成所
- (6) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の学校又は診療放射線技師養成所
- (7) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号の学校又は理学療法士養成施設
- (8) 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号の学校又は作業療法士養成施設
- (9) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号の学校又は言語聴覚士養成所
- (10) 栄養師法(昭和22年法律第245号)第5条の3第4号の管理栄養士養成施設
- (11) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号の学校又は臨床工学技士養成所
- (12) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号の学校又は視能訓練士養成所

第3条中「毎年」を「毎年度予算の範囲内において」、「養成施設」を「養成所等」に改める。

第6条及び第8条中「養成施設」を「養成所等」に、「看護師等」を「医療職等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の加賀市看護師等修学資金貸

与条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加賀市医療職等修学資金貸与条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第56号

加賀依緑園条例について

加賀依緑園条例を次のように定める。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀依緑園条例

(設置)

第1条 山中温泉の歴史的な建造物を保存活用し、温泉街の景観形成を図るとともに、市民及び観光客がその自然、歴史及び文化を体感し、もって広く市民の文化活動及び観光交流の振興に資するため、依緑園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 依緑園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀依緑園

位置 加賀市山中温泉南町口87番地1

(事業)

第3条 加賀依緑園(以下「依緑園」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 山中温泉の自然、歴史及び文化に関する資料の収集、保存及び展示
- (2) 前号に関する資料の調査研究

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に資すると認められる事業  
(指定管理者による管理)

第4条 依緑園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 依緑園の利用の許可に関する業務
- (2) 依緑園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、依緑園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第6条 依緑園の開館時間及び休館日に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般開放日)

第7条 文化の日(11月3日)を一般開放日とする。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒むことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者
- (2) 建物、施設、展示資料等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障が生ずるおそれがある者

(特別観覧の許可)

第9条 依緑園が所蔵する資料(以下「依緑園資料」という。)について写真原版の利用、写真、映画、テレビジョンその他の映像の撮影、模写、模造又は熟覧をしよ

うとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、依緑園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(特別観覧の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧を許可しないものとする。

(1) 依緑園資料の保存に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき。

(2) 好ましくない用途に供する特別観覧が行われるおそれがあると認められるとき。

(3) 依緑園の展示資料を閲覧する者(以下「入館者」という。)の観覧に支障を来すおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別観覧を許可することが適当でないと認められるとき。

(特別観覧許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の許可を取り消し、又は特別観覧を中止させることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) 第9条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(利用の許可)

第12条 依緑園の施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の際、指定管理者は、必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めら

れるとき。

(2) その利用が施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって利用の許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外利用及び利用権譲渡の禁止)

第15条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第16条 施設の利用に当たり、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金等の納入)

第17条 入館者及び利用者は、指定管理者に依緑園の入館に係る料金(以下「入館料」という。)又は施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(以下これらを「利用料金等」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金等は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 高校生以下及び障害者等(公の施設の入館料に関し別に規則で定める者)の入館料は、無料とする。

(利用料金等の収入)

第18条 市長は、指定管理者に利用料金等を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金等の減免)

第19条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金等を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第20条 既納の利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第21条 第17条及び前2条の規定(入館料に関する部分に限る。)は、加賀市公の施設共通使用料条例(平成17年加賀市条例第82号)第5条第1項に規定する共通券を提示して依緑園に入館する者については、適用しない。

(原状回復の義務)

第22条 利用者は、施設の利用を終えたとき、又は第14条第1項の規定により利用を停止させられ、若しくは利用許可を取り消されたときは、速やかにその利用に係る施設、器具その他工作物を原状に回復し、特別の設備、器具その他工作物を設置してあるときは、これを搬出し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第23条 入館者、第9条第1項の許可を受けた者及び利用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、依緑園資料等を損傷し、又は滅失したときは、現品又は相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(加賀市公の施設共通使用料条例の一部改正)

- 2 加賀市公の施設共通使用料条例(平成17年加賀市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「山中温泉芭蕉の館」の次に「、加賀依緑園」を加える。

(市長による管理)

- 3 第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が依緑園の管理を行うものとする。
- 4 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第8条から第11条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第14条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第15条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第16条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあ

るのは「市長」と、第17条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第2項中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、「別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「別表に」と、第19条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、第20条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第22条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第23条中「利用者」とあるのは「使用者」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と読み替えるものとする。

#### 別表(第17条関係)

##### 1 入館料

区分		単位	金額
通常展	個人	1人1回	600円
	団体		490円
特別展			2,400円の範囲内でその都度定める額

#### 備考

- 1 団体とは、20人以上のものをいう。
- 2 通常展とは、依緑園資料等を中心とする展示をいう。
- 3 特別展とは、依緑園が企画する特別な展示をいう。

## 2 利用料金

区分	単位	金額
花月の間、唐船の間	1時間	1,200円
	1日	4,800円
茶室	1時間	600円
	1日	2,400円

### 備考

- 1 営業、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める金額の50パーセント分を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて利用料金を計算する。
- 3 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

議 案 第 57 号

加賀市火災予防条例の一部改正について

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき

は」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の部気体燃料の項の次に次のように加える。

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

別表第7を次のように改める。

## 別表第7 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第11条の2第1項の改正規定(第4号に係る部分を除く。)、第23条の改正規定及び別表第7の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和5年10月1日
  - (2) 第11条第1項第3号の2の改正規定、第11条の2第1項の改正規定(第4号に係る部分に限る。)、第13条及び第44条の改正規定並びに別表第3の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 令和6年1月1日

#### (経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている同号に掲げる規定による改正後の加賀市火災予防条例(次項及び附則第4項において「5年10月新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 5年10月新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている5年10月新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、5年10月新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び同号に掲げる規定による改正後の加賀市火災予防条例(以下この項から附則第7項までにおいて「6年新条例」

という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第7項に掲げるものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、6年新条例第11条第1項第3号の2(6年新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている6年新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、6年新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 6年新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置されているもの及び同号に掲げる規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 議案第58号

### 令和4年度加賀市決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度加賀市歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和4年度加賀市歳入歳出決算
  - (1) 一般会計歳入歳出決算
  - (2) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - (3) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  - (4) 介護保険特別会計歳入歳出決算
  - (5) 加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出決算
  - (6) 加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 地方自治法第233条第5項に規定する添付書類
  - (1) 主要施策報告書
  - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
  - (3) 実質収支に関する調書
  - (4) 財産に関する調書

議案第59号

令和4年度加賀市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度加賀市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和4年度加賀市病院事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

議案第60号

令和4年度加賀市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度加賀市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和4年度加賀市水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

議案第61号

令和4年度加賀市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度加賀市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和4年度加賀市下水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

議案第62号

友好交流都市協定の締結について

本市は、エストニア共和国ハーブサル市と相互の理解と友好を深めるため、ここに友好交流都市協定を締結する。

令和5年8月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

# 【参考資料】

## 条例案件新旧対照表

令和 5 年

9 月加賀市議会定例会

令和5年9月加賀市議会定例会  
条例案件新旧対照表

— 目 次 —

件	名	頁
(議案第55号)	加賀市看護師等修学資金貸与条例の一部改正について.....	1
(議案第57号)	加賀市火災予防条例の一部改正について.....	5



(貸与額等)

第3条 修学資金は、毎年\_\_\_\_\_4月から翌年3月までの期間ごとに貸与するものとし、その貸与額は、貸与を受けようとする者が在学する養成施設の学費に相当する額以内の額で管理者が定める額を限度とする。

※第4条・第5条 略

(返還)

第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属す

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項の菓学を履修する課程を有する同法に基づく大学

(5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の学校又は臨床検査技師養成所

(6) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の学校又は診療放射線技師養成所

(7) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号の学校又は理学療法士養成施設

(8) 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号の学校又は作業療法士養成施設

(9) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号の学校又は言語聴覚士養成所

(10) 栄養師法(昭和22年法律第245号)第5条の3第4号の管理栄養士養成施設

(11) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号の学校又は臨床工学技士養成所

(12) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号の学校又は視能訓練士養成所

(貸与額等)

第3条 修学資金は、毎年度予算の範囲内において4月から翌年3月までの期間ごとに貸与するものとし、その貸与額は、貸与を受けようとする者が在学する養成所等の学費に相当する額以内の額で管理者が定める額を限度とする。

※第4条・第5条 略

(返還)

第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属す

る月の翌月から、管理者が定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 養成施設を卒業した日から、看護師等の免許を受けることなく1年を経過したとき。
- (2) 看護師等の免許を受けた後、直ちに病院の看護師等にならなかったとき。
- (3) 病院の看護師等でなくなったとき。

※第7条 略

(返還債務の免除)

第8条 管理者は、借受人で、養成施設を卒業した日後1年以内に看護師等の免許を受け、かつ、免許を受けた後、直ちに病院の看護師等となり、引き続き病院において看護師等としてその業務に従事しているもの(次項において「看護師等従事者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

※(1) 略

(2) 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により病院の看護師等でなくなったとき。

2 管理者は、看護師等従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前項第1号の規定による免除を受ける前にやむを得ない理由により病院の看護師等でなくなったとき。

※以下 略

る月の翌月から、管理者が定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 養成所等を卒業した日から、医療職等の免許を受けることなく1年を経過したとき。
- (2) 医療職等の免許を受けた後、直ちに病院の医療職等にならなかったとき。
- (3) 病院の医療職等でなくなったとき。

※第7条 略

(返還債務の免除)

第8条 管理者は、借受人で、養成所等を卒業した日後1年以内に医療職等の免許を受け、かつ、免許を受けた後、直ちに病院の医療職等となり、引き続き病院において医療職等としてその業務に従事しているもの(次項において「医療職等従事者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

※(1) 略

(2) 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により病院の医療職等でなくなったとき。

2 管理者は、医療職等従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前項第1号の規定による免除を受ける前にやむを得ない理由により病院の医療職等でなくなったとき。

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の加賀市看護師等修学資金貸与条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加賀市医療職等修学資金貸与条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条から第10条の2まで 略 （変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>※(3)の3から(10)まで 略</p> <p>※2・3 略 （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <hr/> <p>。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を</p>	<p>※第1条から第10条の2まで 略 （変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>※(3)の3から(10)まで 略</p> <p>※2・3 略 （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて _____充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を</p>	

保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

—

—

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。\_\_\_\_\_

※(3) 略

(4) 雨水等\_\_\_\_\_の浸入防止の措置を講ずること。

※(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が\_\_\_\_\_外れないようにする措置を講ずること。

※(8)から(10)まで 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる\_\_\_\_\_こと。

(12) 自動車等\_\_\_\_\_の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

※(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池\_\_\_\_\_について次に掲げる措置を講ずること。

保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては\_\_\_\_\_、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

※(3) 略

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

※(5) 略

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

※(8)から(10)まで 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ\_\_\_\_\_について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

※(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

※アからエまで 略

(17) ※本文 略

(18) ※本文 略

※2 略

※第12条 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としなければならない。

※2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

※第14条から第22条の2まで 略

※アからエまで 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18) ※本文 略

(19) ※本文 略

※2 略

※第12条 略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

※2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

※第14条から第22条の2まで 略

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

※(1)から(4)まで 略

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合  
当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けな

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

※(1)から(4)まで 略

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合  
当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けな

なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

※6・7 略

※第24条から第43条まで 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

※(1)から(12)まで 略

(13) 蓄電池設備 \_\_\_\_\_

※(14)・(15) 略

※以下 略

なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

※6・7 略

※第24条から第43条まで 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

※(1)から(12)まで 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

※(14)・(15) 略

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項の改正規定(第4号に係る部分を除く。)、第23条の改正規定及び別表第7の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項第3号の2の改正規定、第11条の2第1項の改正規定(第4号に係る部分に限る。)、第13条及び第44条の改正規定並びに別表第3の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工

事がされている同号に掲げる規定による改正後の加賀市火災予防条例(次項及び附則第4項において「5年10月新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 5年10月新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている5年10月新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、5年10月新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び同号に掲げる規定による改正後の加賀市火災予防条例(以下この項から附則第7項までにおいて「6年新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第7項に掲げるものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、6年新条例第11条第1項第3号の2(6年新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている6年新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、6年新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 6年新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に設置されているもの及び同号に掲げる規定の施行の日から起算して2

※別表第1・別表第2 略

別表第3(第3条、第18条関係)

離隔距離

種類		離隔距離(cm)						
		入力	上方	側方	前方	後方	備考	
※炉から温風暖房機まで 略								
厨房設備	気体燃料以外 不燃	開放式	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方又は後方の距離を示す。
		組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ						
		据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		開放式	14kW以下	80	0	—	0	
		組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリ						

年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

※別表第1・別表第2 略

別表第3(第3条、第18条関係)

離隔距離

種類		離隔距離(cm)						
		入力	上方	側方	前方	後方	備考	
※炉から温風暖房機まで 略								
厨房設備	気体燃料以外 不燃	開放式	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方又は後方の距離を示す。
		組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ						
		据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		開放式	14kW以下	80	0	—	0	
		組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリ						

			ドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
※ボイラーから電気温水器まで略									

※別表第4から別表第6まで 略

別表第7(第23条関係)

※表 略

※別表第8 略

			ドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
※ボイラーから電気温水器まで略									

※別表第4から別表第6まで 略

別表第7 削除

※別表第8 略